

# JPMアジア・オセアニア高配当株式ファンド(愛称:アジアの風)

## 追加型投信／海外／株式

### 基準価額・純資産総額等の推移



### 騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	5年	設定来
■ ファンド	4.9%	21.1%	12.9%	17.9%	48.5%	117.6%	337.9%

・基準価額は信託報酬控除後です。分配金再投資基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。信託報酬については、後記の「ファンドの費用」をご覧ください。

・騰落率は、分配金再投資基準価額にて計算しています。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

### ファンド情報

基準価額	11,201円
純資産総額	51.60億円

### ポートフォリオ情報(マザーファンド)

資産構成比率	100.00%
有価証券組入比率	99.45%
現金等	0.55%
予想配当利回り	3.5%

・予想配当利回りは税引前で、JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッドが算出した数値です。また、実際の配当利回りを保証するものではありません。

### 過去5期の分配金実績

第165期	2025年3月	15円
第166期	2025年4月	15円
第167期	2025年5月	15円
第168期	2025年6月	15円
第169期	2025年7月	15円
設定来累計		14,328円

・分配金は、1万口当たり、税引前です。

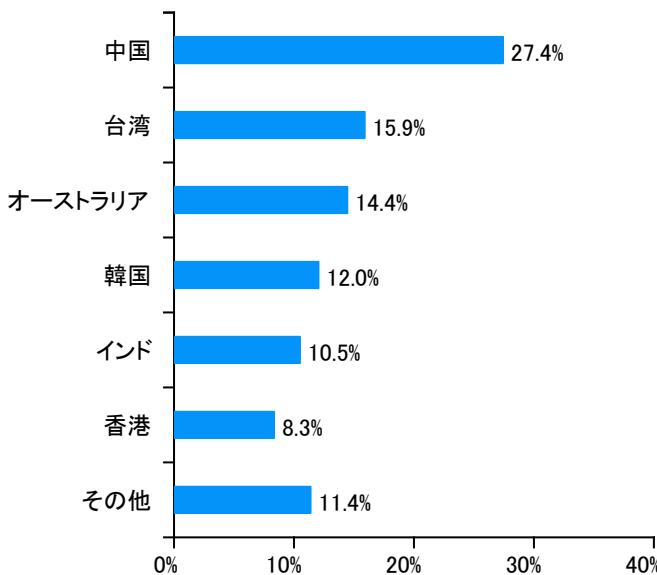
・分配金は過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。また、必ず分配を行うものではありません。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

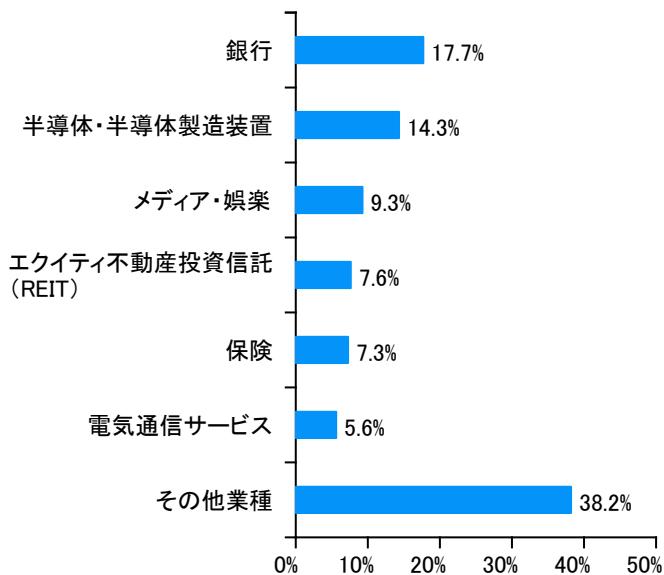
## JPMアジア・オセアニア高配当株式ファンド(愛称：アジアの風)

## ポートフォリオの状況(マザーファンド)

## 国(地域)別構成比率



## 業種別構成比率



・比率は組入株式等を100%として計算しています。四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。

・国(地域)については原則としてMSCI分類、業種については原則としてGICS分類に基づき分類しています。

## 組入上位10銘柄(2025年6月末現在)

銘柄数：80

銘柄	国(地域)	業種	比率
1 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	台湾	半導体・半導体製造装置	10.0%
2 TENCENT HOLDINGS LIMITED	中国	メディア・娯楽	6.4%
3 HDFC BANK LTD	インド	銀行	4.2%
4 ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	3.6%
5 SK HYNIX INC	韓国	半導体・半導体製造装置	3.1%
6 AIA GROUP LTD	香港	保険	3.0%
7 NETEASE INC	中国	メディア・娯楽	2.3%
8 TELSTRA GROUP LIMITED	オーストラリア	電気通信サービス	2.2%
9 CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	中国	公益事業	2.1%
10 HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	香港	金融サービス	2.0%

・組入上位10銘柄および銘柄数については、開示基準日がその他の情報と異なります。

・国(地域)については原則としてMSCI分類、業種については原則としてGICS分類に基づき分類しています。

・比率は対純資産で計算しています。

・上記は個別銘柄の推奨を目的として示したものではなく、当該銘柄の株価の上昇およびファンドへの組入れを保証するものではありません。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

# JPMアジア・オセアニア高配当株式ファンド(愛称:アジアの風)

## 運用状況等と今後の運用方針

### 市場概況

アジア・オセアニア株式市場は上昇しました。当月の世界株式市場は上昇し、トランプ政権の一部の国・地域との貿易協定の合意や大型減税・歳出法案の成立が市場に好意的に受け入れられたことや、多くの企業の決算発表が予想を上回る内容となったことから、投資家のセンチメントが改善しました。アジア・オセアニア株式市場は、インドを除くほとんどの市場で貿易協定が想定よりも良い進捗となったことを受けて、対前月末比で現地通貨ベースで上昇しました。現地通貨ベースで、多くの国が上昇しており、特にタイや台湾などが大きく上昇しました。オーストラリアは、経済指標において好材料と悪材料が入り混じる展開となったものの、月間では上昇しました。当月においては、セクター別ではヘルスケアや情報技術セクターなどがプラスに寄与した一方で、金融やエネルギーセクターがマイナスに寄与しました。

### 運用状況

当月の当ファンドの基準価額(税引前分配金再投資)騰落率は+4.9%となりました。

#### △主なプラス要因

- ・中国のコミュニケーション・サービス銘柄への投資
- ・韓国の金融銘柄への投資

#### ▼主なマイナス要因

- ・韓国の情報技術銘柄への投資
- ・インドの情報技術銘柄への投資

### 市場見通しと今後の運用方針

トランプ政権による一連の関税政策の水準が明らかになりつつありますが、これにより経済成長が鈍化し、インフレ率は上昇する可能性があると見ています。このような環境はアジア株式市場に不安定さをもたらす可能性もありますが、中国やインドのような巨大な国内市場を持つ国はより耐性を有すると考えるほか、米ドル安が進行した場合はアジア株式市場へのポジティブな材料になりうると見ています。

中国経済の見方は、2024年後半から徐々に改善していると考えており、特にテクノロジーの分野に関しては、2025年1月には中国の新興企業がAI(人工知能)モデルを低コストで開発したと発表したことは勿論、中国企業の充電とバッテリー技術において重要な技術進歩が見られるなど、中国企業によるイノベーション(技術革新)がポジティブな材料を提供しています。

インドは過去10年間で安定したマクロ経済の基盤を築き、次の成長段階に進む準備が整ったと考えられます。具体的には、設備投資の増加や安定したインフレ見通し、そして中央銀行のより緩和的な政策が相まって、今後数年間で高い成長を遂げる可能性があります。

また、テクノロジー企業の影響が大きい北アジアは中長期的にはAIの更なる普及に伴う需要増加が支援材料になると見ているものの、景気後退の可能性がリスク要因となる中で、引き続きバリュエーション(価格評価)に着目した選別的な投資が肝要だと考えます。

経済の不確実性が増す中で、ボラティリティ(変動性)は当面は高い環境が予想されますが、米ドル安の進行がアジアの中央銀行による利下げの実施を促す可能性があることや、景気下支えのための各国政府による経済刺激策、及び中国経済に対する見通しの改善などが市場を下支えすると見ています。

割安株および低ボラティリティを選別する当ファンドの基本的な運用方針に変更はありません。高配当銘柄に焦点を当てるとともに、業績・財務体质が良好で高配当を継続できる優良企業と判断する銘柄を選別していく方針です。

- ・上記運用状況および運用方針については、実質的な運用を行うマザーファンドに係る説明を含みます。
- ・上記運用状況の基準価額の変動については、前記の「騰落率」をご覧ください。

※上記は、作成時点のJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの見解であり、予告なく変更されることがあります。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

## ファンドの特色

### 1 ファンドは、マザーファンド\*1を通じてアジア・オセアニア各国(除く日本)の株式を実質的な主要投資対象として運用を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

※ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

※「配当等収益」とは、ファンドが実質的に受領する株式の配当金を主とする収益をいいます。

※アジア・オセアニア各国とは、中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、インド、オーストラリア、ニュージーランド等の国・地域をいいます。アジア・オセアニア各国には日本は含まれません。

\*1 GIMアジア・オセアニア高配当株式マザーファンド(適格機関投資家専用)。

### 2 主にアジア・オセアニア各国の株式の中から、相対的に高い配当利回りが継続することが見込まれ、かつ株価の上昇が期待される銘柄に投資します。

- 主要投資対象となるアジア・オセアニア各国の株式とは以下の株式とします。

- ・アジア・オセアニア各国の市場で上場または取引されており、かつ当該諸国の法律に基づき設立されている企業の発行する株式
- ・売上または利益の大半をアジア・オセアニア各国から得ていると判断される企業の発行する株式
- ・資産の大半をアジア・オセアニア各国に保有していると判断される企業の発行する株式

主要投資対象のほか、それと同等の投資成果を得られると判断されるリート等を含む有価証券にも投資します。

リートとは、以下の資産を主要投資対象とする外国投資信託の受益証券等をいいます。

- ・不動産、不動産の賃借権および地上権を含む不動産に関する資産(以下「不動産等」といいます。)

・不動産等を流動化した資産

・上記資産に類似する資産

ストックコネクトを通じて中国のA株への投資を行うことがあります。

中国のA株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件下でファンドを含む外国の投資家にも投資が認められているものです。ストックコネクトについては後記投資リスクをご参照ください。

- アジア・オセアニア地域全体(日本を含む)の経済状況の分析を行い、銘柄選択に生かします。

- 積極的な企業取材を行い、配当利回り水準とその持続性や、株価上昇の実現性等を分析します。

※企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

※J.P.モルガン・アセット・マネジメントのアジア・オセアニア地域(日本を含む)の株式運用を行うチームにおいて、年間延べ約7,500件(2023年実績)の企業取材を行っています。

※J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

### 3 毎月19日\*1の決算時に分配を行います。また2、5、8、11月の決算時にボーナス分配を行うこともあります。

- ただし、いずれも必ず分配を行うものではありません。

\*1 19日が休業日の場合は翌営業日となります。

※毎月の分配は、配当等収益から行うことを原則としますが、株式の売買による収益(売買益)から補って分配することもあります。

※ボーナス分配とは、毎月の分配に加え、売買益から更に上乗せて分配することをいいます。

### 4 為替ヘッジは行いません。

- 外貨建ての株式等に投資しますが、為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

- 為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

### 5 JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド(香港法人)に運用を委託します。

- J.P.モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

・資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

ご購入の際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

## 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。  
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

### 基準価額の変動要因

ファンドは、主にアジア・オセアニア各国の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。下記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

#### 株価等の変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。  
また、リートの価格は、その保有する不動産自体の収益性の悪化、不動産取得資金の借入れ金利の上昇による収益性の悪化等の影響を受け、変動することがあります。

#### 為替変動リスク

ファンドは、為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。

#### カントリーリスク

アジア・オセアニア地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- ・先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・株式・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済・保管の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあること、新たに導入された制度については不確定・不安定な要素があることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

#### ストックコネクトのリスク

ストックコネクト\*1を通じた中国のA株への投資には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- ・取引執行、決済等に関するストックコネクト特有の条件や制限により、意図したとおりの取引ができない場合があります。また、ストックコネクトを通じた取引に特有の費用が課される場合があります。
- ・ストックコネクトを通じて行う取引は、現地の投資家補償基金(売買不履行から保護することを目的として設立されているもの)の対象にならず、また、現地の証券取引所における証券投資家保護の仕組みにより保護されない可能性もあります。
- ・ストックコネクトを通じて取得した株式にかかる権利は、現地の保管機関等を通じて行使することとなり、その権利行使はストックコネクト特有の条件や制限に服することとなります。したがって、株主としての地位・権利は制限的なものとなる可能性があります。
- ・上海証券取引所や深セン証券取引所の営業日であってもストックコネクトの運営日でない日があり、それによりストックコネクトを通じて取得した株式を意図した日に売却できない場合があることから、予期しない株価変動リスクを負うことがあります。
- ・ストックコネクトは比較的新しい制度であり、多数の外国の投資家が参加した場合に市場がどのような影響を受けるのか不明です。このため、今後、更なる規制が課される可能性があります。

\*1 本資料において、「上海・香港相互株式取引制度」と「深セン・香港相互株式取引制度」をあわせて「ストックコネクト」といいます。

「ストックコネクト」とは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式(中国のA株)を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因 (続き)

#### 変動持分事業体 (VIE)に関する リスク

ファンドは中国の株式に投資することがありますが、中国に本拠地を置く事業会社(以下「中国事業会社」といいます。)は、海外投資家から資本を調達するときに中国の変動持分事業体(VIE)の仕組み(VIEスキーム)\*2を使う場合があります。中国事業会社は、中国政府または規制当局の介入によるVIEスキームの停止等の想定外の事象が起こった場合に円滑に資金調達が行えなくなる場合があり、投資資産の価値が変動する可能性があります。

\*2 中国事業会社が複数の事業体を中国国内外に設立し、それらを通じて海外の投資家から資金調達するための仕組みです。

## その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

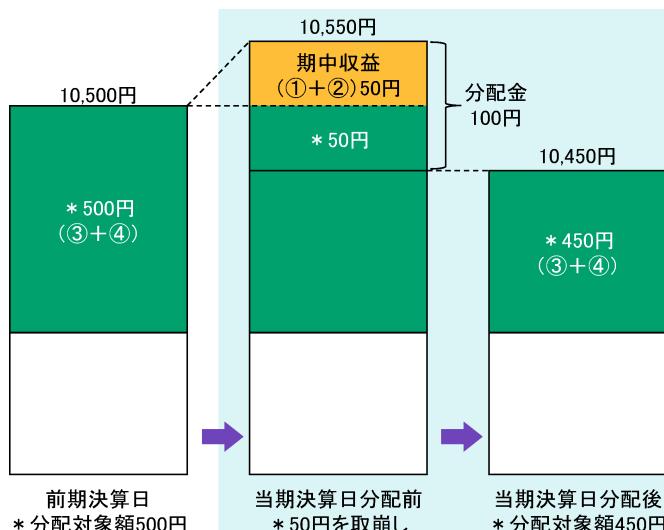


- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費<sup>1)</sup>控除後の配当等収益<sup>2)</sup>および有価証券の売買益<sup>3)</sup>を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

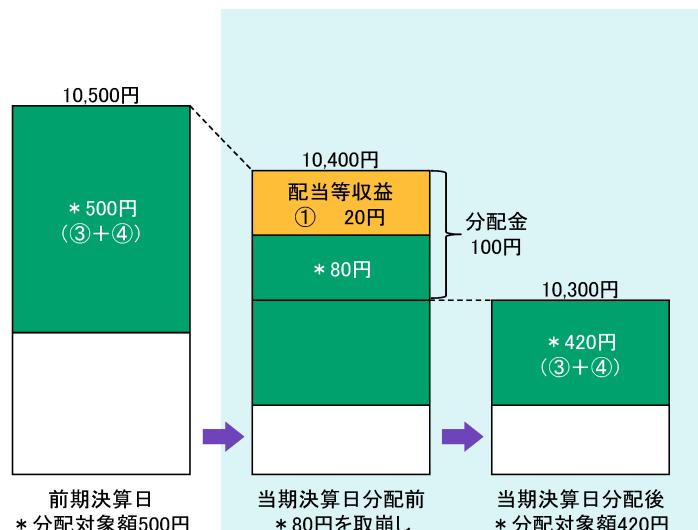
\*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。\*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。\*3 評価益を含みます。

### 決算期中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



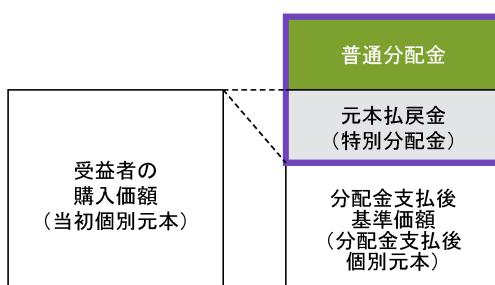
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の有価証券の売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

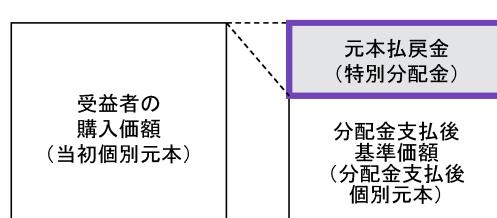
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※上記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
信託期間	無期限です。(設定日は2011年7月8日です。)
決算日	毎月19日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎月の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。このファンドは、NISAの対象ではありません。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2025年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は3.85%(税抜3.50%)を上限とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して年率1.617%(税抜1.47%)がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。
その他の費用・手数料	「有価証券の取引等にかかる費用*」「外貨建資産の保管費用*」「信託財産に関する租税*」「信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用*」「ファンドの目論見書の印刷に要する実費相当額*」「ファンド監査費用(純資産総額に対して年率0.022%(税抜0.02%) (上限)、または年間330万円(税抜300万円)のうちいざれか少ない額)」 *運用状況等により変動し、適切な記載が困難なため、事前に種類ごとの金額、上限額またはその計算方法等の概要などを具体的に表示することができないことから、記載していません。

ファンドの費用の合計額は、ファンドの保有期間等により変動し、表示することができないことから、記載していません。

## ファンドの関係法人

委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(ファンドの運用の指図) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理)
販売会社	委託会社(am.jpmorgan.com/jp)までお問い合わせください。(ファンドの購入・換金の取扱い等、投資信託説明書(交付目論見書)の入手先)

ご購入の際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

# JPMアジア・オセアニア高配当株式ファンド(愛称:アジアの風)

## 取扱販売会社について

- 投資信託説明書(交付目論見書)は下記の販売会社で入手することができます。
- 登録番号に「金商」が含まれているものは金融商品取引業者、「登金」が含まれているものは登録金融機関です。
- 株式会社を除いた正式名称を昇順にして表示しています。
- 下記には募集の取扱いを行っていない販売会社が含まれていることがあります。また、下記以外の販売会社が募集の取扱いを行っている場合があります。
- 下記登録金融機関(登金)は、日本証券業協会の特別会員です。

2025年8月1日現在

金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	その他
株式会社 あいち銀行	東海財務局長(登金)第12号	○				
安藤証券株式会社	東海財務局長(金商)第1号	○				
株式会社 イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社 SMBC信託銀行	関東財務局長(登金)第653号	○	○	○		※
株式会社 SBI証券	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○	
株式会社 SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社 SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社 沖縄銀行	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○				
株式会社 熊本銀行	九州財務局長(登金)第6号	○				
ぐんぎん証券株式会社	関東財務局長(金商)第2938号	○				
株式会社 十八親和銀行	福岡財務支局長(登金)第3号	○				
株式会社 千葉銀行	関東財務局長(登金)第39号	○			○	
株式会社 八十二銀行	関東財務局長(登金)第49号	○			○	
株式会社 百五銀行	東海財務局長(登金)第10号	○			○	
百五証券株式会社	東海財務局長(金商)第134号	○				
株式会社 福岡銀行	福岡財務支局長(登金)第7号	○			○	
PayPay銀行株式会社	関東財務局長(登金)第624号	○			○	
松井証券株式会社	関東財務局長(金商)第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	関東財務局長(金商)第61号	○			○	
楽天証券株式会社	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	

※株式会社 SMBC信託銀行は上記の他に一般社団法人投資信託協会にも加入しています。

## 本資料で使用している指標について

- MSCIの各インデックスは、MSCI Inc.が発表しております。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しております。

## 本資料に関する注意事項

本資料はJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下、「当社」という。)が作成したもので、当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客さまが投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社および当社グループの判断を反映したものであり、将来的市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。本資料は、当社が設定・運用する投資信託について説明するものであり、その他の有価証券の勧誘を目的とするものではありません。また、当社が当該投資信託の販売会社として直接説明するために作成したものではありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。過去の運用成績は将来の運用成果を保証するものではありません。投資信託は預金および保険ではありません。投資信託は、預金保険機関および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託を証券会社(第一種金融商品取引業者を指します。)以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。取得のお申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をあらかじめまたは同時に渡しますので必ずお受け取りの上、内容をご確認ください。最終的な投資判断は、お客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。